

○ 民法における成年（人）年齢および成年年齢を規程する意義

民法4条以下 1876（明治9）年 制定

※ 法律行為について、法定代理人の同意が必要。これに反する法律行為は取り消しうる。

※ 20歳未満は父母の親権に服する。

※ 結婚についても、父母の同意が必要。

○ 成年と未成年の取り扱いの違い

	成年	未成年
契約	独りでできる	親がいないとできない
契約の取消	できない	できる
財産管理	本人がする	親がする
住居	本人が決められる	親が決められる
刑事手続き	刑務所に行くことがある	立ち直りの機会が与えられる
選挙権	ある	ない
飲酒・喫煙	できる	できない